

唐代前期の女性の政治参与と身分の官僚化——上官婉兒墓誌を中心に——

（原題 「唐代前期預政女性身分の官僚化」：從上官婉兒墓誌談起）

鄭雅如

陳 蕾：訳

伊集院葉子：補訳

解題

鄭雅如「唐代前期の女性の政治参与と身分の官僚化——上官婉兒墓誌を中心に——」について

伊集院葉子

唐代前期の女性の政治参与と身分の官僚化

—上官婉児墓誌を中心に—

鄭 雅

如 著 小説者補注

陳 蕾 訳

伊集院 葉 子 補訳

一、はじめに

二〇一三年の秋、陝西省考古研究院は咸陽市渭城区で唐代の墓を発掘した。出土した墓誌によれば、墓主は唐代の高名な上官婉児である¹⁾。誌蓋に篆書で「大唐故昭容上官氏銘」と陰刻され、墓誌の一行目に「大唐故婕妤上官氏墓誌銘并序」と書かれている。全文は計九八二字であり、上官婉児の事跡に関する部分は、墓誌銘の半分のみだが、史書に見えない記載もある。ここに抄録すると、以下のとおりである。

婕妤懿淑天資、賢明神助。詩書為苑囿、拊拾得其菁華。翰墨為機杼、組織成其錦繡。年十三為才人、該通備於龍蛇、應卒逾於星火。先皇撥亂返正、除舊布新、救人疾苦、紹天明命。神龍元年、冊為昭容。以韋氏侮弄國權、搖動皇極、賊臣遞構、欲立愛女為儲、愛女潛謀、欲以賊臣為黨。昭容泣血極諫、扣心竭誠、乞降綸言、將除蔓草。先帝自存寬厚、

為掩瑕疵。昭容覺事不行、計無所出。上之、請擿伏而理、言且莫從。中之、請辭位而退、制未之許。次之、請落髮而出、卒為挫衄。下之、請飲鴆而死、幾至顛墜。先帝惜其才用、愍以堅貞、廣求入賡之醫、纔救懸絲之命、屢移殯魄、始就瘞平。表請退以婕妤、再三方許。暨宮車晏駕、土宇銜哀。政出後宮、思屠害黎庶。事連外戚、欲傾覆宗社。皇太子冲規參聖、上智伐謀、既先天不違、亦後天斯應、拯皇基於傾覆、安帝道於艱虞。昭容居危以安、處險而泰、且陪清禁、委運於乾坤之間。遽冒鉛鋒、亡身於倉卒之際、時春秋四十七。皇鑒昭臨、聖慈軫悼。爰造制命、禮葬贈官。太平公主哀傷、賻贈絹五百匹、遣使吊祭、詞旨綢繆。以大唐景雲元年八月二十四日、窆於雍州咸陽縣茂道鄉洪瀆原、禮也。〔一〕

墓誌には、上官婉兒の事跡について、韋后と安樂公主を牽制することを中宗に強く勧めたが、あと少しのところまで失敗して命を落としかけたということが詳しく書かれている。この事件の内幕は史伝に見られない。筆者は墓誌が出土する前、伝世文献の記載に表れた矛盾によつて、中宗後期、婉兒が韋后や安樂公主と同派閥ではなかったことを推論した。新出した墓誌はこの説を実証したといえよう。さらに、李隆基が婉兒を斬殺したことが正当性に欠け、ゆえに睿宗朝に婉兒の冤罪を晴らすことは李隆基に不利を招く可能性があるという、筆者の推論の間接的な証明になる〔二〕。

墓誌に記された新しい情報は多くはないが、唐代前期における女性の政治参与に関する史伝の記載の多くは取捨選択され歪曲されているため、婉兒墓誌のような断片的な新しい材料は、再検討すべき問題を引き出すことができる点で、きわめて貴重である。筆者は以前、中宗期における婉兒の政治身分について、その「妃嬪」号の品位は官員の品階に比定され、地位は官員とみなされたことに注目した〔三〕。この墓誌によれば、婉兒が「年十三為才人」となったことや、景雲元年（七一〇）に贈官され、礼に従い葬られたことがわかる。これらを通じて、武墨から中宗・睿宗期にかけての、政治に参与した女性の身分・地位の発展と変化について補い、明らかにすることができる。この課題について、学界で

は未だに専論がないため、筆者は見識が浅いが、上述の上官婉児墓誌の新資料を手がかりとし、政治参与した他の女性の墓誌銘及び関係史伝の記載を合わせつつ、唐代前期において、政治に参与した女性の身分が官僚化していった過程を描いてみたいと思う。

二、武嬰の女官

(一) 高宗朝後期における内官の性質の変化

婉児の若年における後宮の経歴については、文献記録が多くないため、研究者は彼女を大まかに宮人あるいは宮官に分類するほかなかった⁽⁵⁾。今、墓誌によると、婉児は十三歳で才人となったことがわかる。彼女の生年から換算すると、才人就任は、高宗上元三年・儀鳳元年(六七六、一月改元)である。

「才人」は内官の官名で、一般的に皇帝の妃嬪に授けるものである⁽⁶⁾。しかしこの時、国政は武后が多く代行しており、上元二年(六七五)に高宗は武后に国政を撰らせる詔を下そうとも考えた⁽⁷⁾。また、史書には婉児が武后によって召見され起用されたことも記録されている⁽⁸⁾。ため、才人に封じられたのも武後の意思によるものと推測できる。墓誌には続いて「該通備於龍蛇、應卒逾於星火」という文があり、彼女の能力は文臣の如しと述べ、一般的な妃嬪の墓誌とはかけ離れた故事を引用している。誌文は、婉児が高宗朝において才人に封じられ、中宗朝に至って昭容に冊されたことありのままに書き、少しも忌避していない。このことから、婉児は妃嬪の位にあったが、皇帝の伴侶ではなかったことがわかる⁽⁹⁾。

表 新旧内官の官名・官品対照表

旧官／品位	新官／品位
夫人／正一品	贊徳／正一品
九嬪／正二品	宣儀／正二品
婕妤／正三品	
美人／正四品	承闈／正四品
才人／正五品	承旨／正五品
寶林／正六品	衛仙／正六品
御女／正七品	供奉／正七品
采女／正八品	侍櫛／正八品
	侍巾／正九品

史伝には、中宗朝に婉兒が昭容に封じられたことのみが記録されているが、今、墓誌によると早く高宗期に、婉兒は武墨の指示のもと、内官の官位を以て政務を執行したことがわかる。したがって、中宗期に婉兒が二品昭容の官位を以て政治に参与した淵源は、武墨が執政した時期に遡るべきである。婉兒が高宗朝に才人の地位にいたことは、唐代前期において政治に参与した女性の官品の発展を推測する手がかりになる。

婉兒が才人に封じられたことの意義を知るためには、唐代の後宮組織の構造を把握しなければならない。初唐における宮廷の女性性は、大きく二系統に分けられる。一つは「内官」、皇帝の妃嬪である。もう一つは「宮官」、宮中の職務を掌る¹⁰。婉兒は高宗の伴侶ではないにもかかわらず、宮官の系統に入らず、才人の官位を以て武墨の執政に協力した。このことは、武墨による内官改革と関連があると考ええる。

高宗龍朔二年（六六二）に、多くの中央政府機関と職位の名称が改められた。この時に、妃嬪の名称も一斉に変更された。現存する資料には、妃嬪の名称変更を武墨が主導したという記載は見えないが、当時の情勢を考慮すると、武墨を差し置いてこの事を

主導する人は存在しないと思われる⁽¹¹⁾。新旧内官の官名・官品を『唐会要』の資料に従い比較すると、表のようになる。旧制の夫人は、すなわち貴妃・淑妃・德妃・賢妃のことであり、九嬪は、すなわち昭儀・昭容・昭媛などである。また、旧制には婕妤があり、位は正三品であるのに対して、新制には婕妤の名がみえず、正三品の新官職もみえない。旧制のまま保留したのか、それとも改変はしたが記録に漏れたのかは不明である。さらに従来、内官の品階は一品から八品までであったが、この改定によって、正九品の品級が新たに加えられた⁽¹²⁾。

龍朔二年に内官の官職が改められた意義について、最も深く検討したのは陳弱水氏である。陳弱水氏は新旧内官の官名がもつ象徴的な意義を分析し、内官の官名に妃嬪の身分を再定義する意図が含まれているとした。すなわち、新官名は妃嬪が持つ、皇帝の伴侶としての性格を薄め、その内廷官僚としての身分を強調するもので、そのうち一〜五品までの官名は、皇帝の統治を助ける輔臣を表すようにみえ、六〜九品は皇帝の侍者で、皇帝の身の回りの世話をする職務を担うようにみえる。結論として、武曌は内官の官名を改める措置を通じて、宮中の女性に公務参与の権利があるという意思を表明し、自身が掌握している権利を合理化しようとしたと指摘した⁽¹³⁾。

陳弱水氏は、内官が皇帝の身の回りで果たした役割を、その官名がいかに象徴していたかという側面から考えており、その推論に筆者は大いに啓発された。これを踏まえて、筆者は皇后と内官の関係に着目し、龍朔二年に官名が改められたことの意義を再分析したい。

『礼記』昏義曰：

古者天子后立六宮、三夫人、九嬪、二十七世婦、八十一御妻、以聽天下之内治、以明章婦順、故天下内和而家理。

天子立六官、三公、九卿、二十七大夫、八十一元士、以聽天下之外治、以明章天下之男教、故外和而國治。故曰、

天子聽男教、后聽女順。天子理陽道、后治陰德。天子聽外治、后聽内職。教順成俗、外内和順、国家理治、此之謂

盛徳（14）。

「昏義」は夫婦の道を中心に論じたものであり、末尾の部分で、天子と天子の后が夫と妻の最上位者として、それぞれの官を率い、それぞれの職務を司って、内外・男女・陰陽を分治することによって、天下の秩序を整えることができるという道理を詳述している。天子の后は、内職を治めることによって「天の半分を支え」、家・国・天下の和順や安定を促す重要な力を掌握するとされる。また、『唐六典』内官条の割注によれば、「内官」は『周礼』に記された夫人・嬪・世婦・女御の位に由来するという¹⁵。したがって、上記の経文から内官の性格をみると、内官を統御する者は皇后であり、内官の最も重要な定義は、皇后を補佐する内廷の官僚であるということがわかる。

しかし、歴史上の現実には経典と大きく隔たっていることはいうまでもなく、歴朝の妃嬪の職能は主に皇帝の伴侶であつて、皇后の内官ではない。隋代において、『周礼』に基づいて内職を設置することを宣言し、制度的には明らかに妃嬪を「内官」に分類したにもかかわらず、煬帝のとき、「后妃嬪御、無釐婦職、唯端容麗飾、陪從醺遊而已」とあるように、皇后の内治を補佐したとはいえない¹⁶。初唐、後宮の制度は隋代を襲つたため、内官と宮官の区分があり、内官の官名には隋の煬帝が定めた嘉名が多く採用された。その実態をみるに、皇后と内官との従属関係は強調されていない¹⁷。

陳弱水氏は、龍朔二年の官職変更に伴い、政府機構以外の皇帝の妃嬪の名号も同時に変更されたことに注目し、非常に特殊であると指摘した¹⁸。資料の制限があるため、龍朔二年に内官の名称を変えた動機は確定できないが、『礼記』昏義の経文を借りてこの措置を考えれば、合理的な解釈を得ることができると思われる。天下の治は内治と外治に分かれているため、朝官のみを改めても外治のみが処理されるにすぎず、内官と朝官をともに改めてこそ、「外内和順、国家理治」が達成できるのである。新官名は、内官の最も重要な定義が皇后の官僚であることを強調する。内官は第九品を追加することによって、外朝の九品職官とより完全に対応するようになったが、内官の名称を改め皇后の官僚とするこ

とには、より深い目的があつたと推測できる。その目的とは、国家における皇后の内治の重要性を顕彰することであり、天下の治が皇帝のみに依るものではなく、皇后も権力と責任の半分を掌握しているのだと示すことであつた。

『礼記』はすなわち儒家の正典であり、皇后が内を治めることは、儒家の正統な女性観、いわゆる「女主内」という性別的な役割にふさわしい。注意すべきは、『礼記』昏義において、天子と后がそれぞれ担う職責を説明したあと、天子と后が日月・陰陽のように互いを補い合つて政がなる（「故天子之與后、猶日之與月、陰之與陽、相須而後成者也」）⁽¹⁹⁾ というふうにとまどめている点である。武曌がもし、「昏義」の理念を利用し、内外官職の改変を通じて、皇后は内治を担い、皇帝は外治を担うということを強調すれば、皇后は皇帝に匹敵し同等に尊い存在であり、天下を安んずるために、皇帝と皇后が輔けあいながら共同で統治しなければならぬという理念を宣伝できたに違いない。じつは武曌は、威光と人望を確立し権力を奪い取る過程で、何度も礼制を利用し、また経典や儒家の正統な女性観の視点を論を立てている⁽²⁰⁾。龍朔二年に内官の官職名を改変する際、『礼記』昏義の理論を用いたとすれば、この前後の武曌の行爲とも符合する。

興味深いのは、『唐六典』が内命婦に関する制度の割注に上述の『礼記』昏義を引用する際、「立六宮、……以聽天下之内理」という文章の主語を、「天子后」から「天子」⁽²¹⁾に改めていることであり、その意義もはっきりと一線を画している。『唐六典』は玄宗期に成立した。玄宗は武曌に始まる、宮廷の女性が政治に参与する局面を粉砕した中心的な人物であり⁽²²⁾、政治的に対立する女性を一掃したあと、気を緩めず、内官の制度の修正や、寵妃を皇后に立てないことなどを通じて、女性が権力を掌握することを防ごうとした⁽²³⁾。『唐六典』引用の『礼記』昏義に対する改変は、恐らく意図的なものであつて、『礼記』本来の文章は宮廷女性の政治的な権威を樹立する過程で重要な役割を果たした可能性がきわめて大きい。しかも、現在把握できる資料からみれば、龍朔二年に内官が改められた際も、この経典が用いられた可能性が最も大きいのである。

内官の官職が朝官と同時期に改められたことや、内官の新官名が象徴する意義からみれば、武曩は内官の、皇后の官僚としての性格を強化した。新官名が実施された八年後、咸亨元年（六七〇）に名号はまた旧に復した。その理由は不明であるが、新官名は、武曩が皇后の権威を樹立する段階においての役目をすでに終えたとみられるため、引き続き皇后が内を治めるということを強調すると、逆に武曩が外に権力を伸ばす過程の邪魔になったであろうと考えられる。伝世文献には、その後、武曩がほかの後宮体制改革の措置を行ったかどうかはみえない。今回、出土した上官婉児墓誌からは、上元・儀鳳の間、婉児が才人の名位で武曩を補佐しはじめたことがわかる。咸亨以後、内官の名号が旧に復しても、高宗後期には皇后が内官を統領しており、皇后の官僚としての内官の性格がすでに定まっていたことが窺える。

さらに深く分析すると、陳弱水氏によれば、龍朔二年に改められた新官制では内官の役割が二種類に分けられ、五品以上は輔臣であつて、六品以下は侍者である。ただしそれは象徴的な表現にすぎず、宮廷の実際の運営との関連が薄いという²⁴。しかし、婉児墓誌は、龍朔二年の制度変更がある程度宮廷運営に反映されたことを示唆する。墓誌では、婉児が文臣のように高い能力を有したことが強調されている（「該通備於龍虵、應卒逾於星火」）。それは、婉児が文書を起草するような職務を担当したこと、少なくとも、皇帝の身の回りの世話をする類の立場ではなかったことを暗示する。婉児が拔擢されてすぐ五品になっており、より品階が低い内官ではなかったことは、内官が改正されたあとの、品階と職能属性の区分に符合する。したがつて、龍朔二年の制度変更の内容は、咸亨以後にも効力を持つてることがわかる。内官は、象徴的な官職名を通じて官僚化を顕示されることはなくなつたが、その官僚的な職掌は着実に根付いていた可能性が大きい。

(二) 才婦の登用と入宮・輔政

武璽は内官の官僚としての性質を強化し、宮中の才女を抜擢した。それ以外に、他の墓誌資料から、彼女の執政時期において、官員の妻を登用し宮中に入らせ政治を輔けさせていたことがわかる。例えば、顔真卿の祖母の殷氏は、武璽があまねく才能ある女性を求めたとき（「天后當宁、旁求女史」）に、文才によって選ばれ左右に仕えたという（「以彤管之才、膺大家之選、召置左右」）⁽²⁵⁾。司馬慎微の妻の李氏は、皇太后臨朝にあたって女史を求め潁川郡王に命じて迎え入れさせたという（「載初年皇太后臨朝、求諸女史、勅潁川郡王載德詣門辟召」）⁽²⁶⁾。裴行儉の継室の庫狄氏は、婦徳と文才をもって招かれ、御正に任じられたという（「有姪之徳、班左之才、聖后臨朝、召入宮闈、拜為御正」）⁽²⁷⁾。また、張説「鄧国夫人墓銘」には、武璽の創業の時期に高名によって則天に上奏され入侍した（「媼后創業、軒宮多事、高行登聞、大家入侍」）⁽²⁸⁾とあり、この鄧国夫人も武璽によって宮廷へ召されて国政に参与した貴婦人である。官志政典に、武璽期における女官制度に関する記載が欠けている状況にあつては、この四つの墓誌銘資料はきわめて貴重で、詳細な考察に値する。

武璽は政治に参与・執政し天下に君臨すること、五十年近くにわたつた⁽²⁹⁾。武璽はいつから女性を宮中に召して政治を輔けさせたのだろうか。女官を召し出した時期は、武璽の権力拡大および政治的身分の転換に連動しているのだろうか。これらの問題点に留意すべきである。

顔真卿の祖母の殷氏は宮中に入った時期が最も早いと思われる。顔真卿の記録によれば、殷氏が宮中に入ったとき、彼女の子である元孫・惟貞は幼子（「藐焉始孩」）とあつて、姉で三女の顔真定が母代わりとなつて「教之詩書」にあつたという。顔元孫が武周天授元年（六九〇）に、科挙の糊名考校で高等に判定されたことから⁽³⁰⁾、母の殷氏は武周が創

建される前にすでに宮中に入って職責を果たしていたことがわかる。顔真卿は「天后當宁、旁求女史」としており、殷氏が宮中に入った時期は、早くて咸亨五年（六七四）の武曌が天后と尊ばれた時に遡ることができる。

李氏が宮中に入った時期は最も明確であり、墓誌に「載初年皇太后臨朝、求諸女史」とある。武曌が皇太后の身分で正式に臨朝称制をしたのは、中宗を廃して改めて睿宗を立てたときからと考えられる。当時、年号が「文明」（六八四）に改められたのは、北魏の文明太后の称制になぞらえているからである。永昌元年（六八九）十一月に至り、正朔を改め、周の制度にしたがい子月を正月として、周が唐に代わる伏線とし、「載初」と改元した。載初元年（六九〇）九月九日に至り、正式に皇帝に即位し、国号を周と改め、「天授」と改元した³¹。それゆえ「載初年」は、まさに武曌が皇帝に即位する準備過程の最終段階である。

李氏は、潁川郡王である載徳が特使となつて、皇太后の制を持ち私邸に行つて召し出し、高い格式の公的な儀礼による正式な登用によつて宮中に入ったのである。しかし、李氏の本家と夫家は世家高官ではなく、父の極官は安寿県令であり、夫の司馬慎微は家が懷州にあり、極官は梓州通泉県尉である。当時の情報伝達の状況からみれば、李氏が文辞に長けていても、その文才の名声は天聴に届かないであろう³²。皇帝が民間の人材を召し出すにあつて、多くは官員の推薦によることからみれば、武曌も官員に対し、才徳のある婦人を推薦することを公に命じて、選ばれた者は人材任用の方式で召し出して宮中に入らせたと考えられる。載初年間において、女官を召し出すことには、女帝の登極を引き立たせる効力があり、その進め方は世に広がったと思われ、当時、李氏一人だけが登用されたのではなく、一群の既婚女性が拔擢されて宮中に入り職についたであろうと考えられる。庫狄氏は「聖后臨朝」して宮闈に召され、鄧国夫人は「媼后創業」にあたり、宮中に入って皇后の治世を輔けた。この二人が宮中に入った時期は李氏にきわめて近いと思われる。宮中に入って職についたこの四人の婦人は出身がかなり異なっている。殷氏は、南朝後期において孝義で名高い殷不

害の子孫であり、殷氏の弟である殷仲容は、書道で世間に名が知られていた。夫の顔昭甫は顔之惟の子孫で、官職は曹王の侍読にまで至ったが、早く亡くなった⁽³³⁾。顔・殷両家はともに文化教養の高い士族である。庫狄氏は家系が不詳であり、その姓は鮮卑段匹磾の後から出ており⁽³⁴⁾、夫の裴行儉は河東の大族に出身し、官職は金牙道大総管に至り、永淳元年（六八二）に亡くなり幽州都督を贈られた。庫狄氏はその妻であることによつて華陽夫人に封じられた⁽³⁵⁾。李氏の家柄は前述の如く、四人の中で出身が最も平凡であり、夫の司馬慎微は調露二年（六八〇）に亡くなった。

また、鄧国夫人がだれなのかは未詳であるが、玄宗の姨母「記者注…母方のおば」の竇氏と指摘した研究者がいる⁽³⁶⁾。竇氏は景雲年間（七一〇～七一二）に鄧国夫人に封じられたが、先天二年（七一二）九月の詔ではすでに彼女を燕国夫人と称していることから、開元の初めに亡くなった竇氏の墓誌銘が号を鄧国とするのは適当ではない⁽³⁷⁾。墓誌銘の内容も鄧国夫人が玄宗の姨母ではないことを反映している。もし鄧国夫人が竇氏であれば、墓誌銘では、彼女が宮中に入つて武璽を補佐したことをのみを述べ、玄宗の姨母への恩寵について何も言及しないのは合理的ではない。そのため、筆者は鄧国夫人は玄宗姨母の竇氏ではないと思う。墓誌銘から、鄧国夫人の出身は非常に高貴であることが推察できる。「母膺姊月」という表現は、彼女の母が皇帝の姉であることを強調しており、「国茂賢妃」は、彼女の夫が高い爵位に封じられており、その夫の身分に従つて国夫人の身分を受けたことを反映している⁽³⁸⁾。

武璽は皇帝の親族から県尉の妻まで、その出身を問わず、女官として登用したようである。このことは、武璽が閉じられた集団の中で人材を選んだのではないことを反映し、才徳のある婦人を登用する際に、公の場で推挙するプロセスを経たという推論の間接的な証明になる。注意すべきは、殷氏・庫狄氏・李氏らは召されて宮中に入った時、夫がすでに亡くなっていたこと、鄧国夫人は中宗の時、再婚することを命じられたことからみると⁽³⁹⁾、武璽を補佐していた時、寡婦の身であったことがわかる。武璽は才徳のある婦人を登用するにあたり、寡婦の中から人を選んだようである。そ

これは、節操を守る婦人のほうが、時の人に尊敬されたためであろう。墓誌銘では、李氏を文才・貞節とともに備えた女性（曹大家之詞賦、譽重寰中、衛恭姜之志節、名流海内）と描き、引き続き後文で、李氏が登用され入宮したと述べている⁽⁴⁰⁾。武嬰が女官を登用する際、文才と婦徳を兼備することが要求された可能性がきわめて大きい。この婦徳というものは、節操を守れるかどうかが指標とされている。さらに、寡婦を選ぶもう一つの理由は、寡婦は夫に縛られるところがなく、長期間入宮することができし、長く宮中においても、家庭秩序を乱したとみなされないからである。殷氏・庫狄氏のような、子女を教養育てる場合であっても、年長の娘が母代わりになるか、子供を連れて入宮するかしており、寡婦である母は、妻や娘である女性より自主性が高かったと思われる⁽⁴¹⁾。

これらの女性たちは入宮したあと、どういった名位を持ち、どのような職務を担ったのだろうか。前に引用した資料にある「膺大家之選」「求諸女史」といった表現は、古典を引用して簡略に叙述しただけのものである。「大家」をもって政治を輔けた婦人を喩えた典拠は、後漢曹世叔の妻の班昭に始まる。班昭は班彪・班固の妹で、博学高才であった。和帝は繰り返し彼女を招いて入宮させ、皇后・貴人の師とし、号を「大家」とした。鄧太后が臨朝すると、班昭はさらに政事にも参与するようになった⁽⁴²⁾。「女史」は『周礼』の「女史掌王后之礼職、掌内治之貳、以詔后治内政。逆内宮、書内令、凡后之事、以礼従」⁽⁴³⁾を典拠とする。唐代の宮官の系統にも女史という職があるが、品級がきわめて低く、内九品に入らない。その職掌は、宮官に協力して行政文書処理するぐらいのもので、『周礼』に記された王后の六宮の治めを補佐する重要な女官ではないと思われる⁽⁴⁴⁾。婉兒が十三歳ですでに五品の才人の位にいたことをみれば、召されて入宮したこれらの婦人たちは、正式な名位を持っていたとすれば、内品にも入らない女史の位にいたとは思われない。現存する資料からは、殷氏・李氏・鄧国夫人が入宮したあとの名位を確認できないが、幸い、張説が作成した裴行儉の神道碑には、庫狄氏が入宮して「拜為御正」されたことが明確に述べられている。こういった貴重な手がかりが残さ

れたことで、武曩の宮廷において新たな女性官職を創設したことが実証された。官志と政典にともに記録されないのは、女官の制が經典に離れ道理に背いたとみなされ、意図的に削除されたためと考えられる。

唐代において、本来、外朝にも宮廷にも御正という職はない。歴代の官制の沿革を考察すると、北周に御正を設置したことがあり、品秩は六命で、上大夫であつて、唐代の九品のなかの正四品にあたる。その職務は「任綵絲綸、職在弼諧。凡諸刑罰爵賞、爰及軍国大事、皆須參議」⁽⁴⁵⁾という。武周の宮廷において、御正という職の地位と職掌が北周の外朝の御正大夫を襲ったかは確認できないが、張説は武周期における庫狄氏の活動を「媧后補天、進參十乱」というふうにとまどめて、庫狄氏を周武王を補佐した十大功臣になぞらえていることから⁽⁴⁶⁾、その地位や職掌は大きな役割を占める可能性が大きい。

庫狄氏が国事の決定に参加した以外に、鄧国夫人も政事にきわめて深く参与したと思われる。墓誌銘には、鄧国夫人が入宮して政治を輔けたことが「幽贊日月、財成天地、温室不傳、平城盡秘」というふうに描かれている。墓誌銘作者の張説は、漢代の名臣の孔光が家に帰れば政事に言及しなかったことをもって、彼女の慎重さを喩え、陳平が漢高帝を単于の包圍から救ったことをもって、彼女の智謀を喩えている⁽⁴⁷⁾。鄧国夫人は女帝の傍らで謀を巡らし策を練る役割を果たしたのであろう。また、李氏の名位を知ることではできないが、墓誌に「侍奉宸極一十五年、墨勅制詞多夫人所作」⁽⁴⁸⁾とあり、李氏は主に詔を草することを担っていたのであろう。武周期における婉兒の名位も、史伝や墓誌にもみられず、婉兒が武周期になつてもまだ内官の身分で政治を輔けていたか、それとも新しい女官の職位を授かったかは確定できない。ただ、婉兒は武周の中後期において、すでに武曩のために詔を草案し、国政に深く関わっていたことがわかる⁽⁴⁹⁾。

婉兒およびこれら入宮して政治を輔けた女性たちは、武曩を補佐した時間が長かったようである。殷氏と鄧国夫人の資料が少なすぎるため、論じないことにするが、李氏は十余年間、武曩のために詔を草していて、長安二年（七〇二）

になって皇宮で死去した⁽⁵⁰⁾。庫狄氏は武曩が臨朝しはじめた頃から入宮し、女帝が退位したあと、職務を辞任して「歸養私門」⁽⁵¹⁾となった。婉兒は、才人となった頃から数えれば三十年間も武曩の傍らにいた。このことは、高宗朝後期であつても武周朝であつても、才婦の登用が定期的に行う常制にならず、それゆえに新人の補充が足りていなかったことを反映している。「御正」など女帝によって新しい女性の職が創設されたが、厳密な官職の序列が整わなかったとみえ、政治を輔ける女性の昇進が限られ、固定された地位に留まっていた可能性がきわめて大きい。それでも、女主が政事を執ることによつて、女性が詔勅作成を掌り、機密に預かる必要性が増し、宮廷の文書行政などに関与する機会も増加しただろう⁽⁵²⁾。如意元年(六九二)に内文学館の規模を拡張し、宮人を教育する教師は、これまで儒学者一人を学士に任じていたが、内教博士十八人へと増員した。その内訳は、「經学五人、史・子・集綴文三人、楷書二人、莊老・太一・篆書・律令・吟詠・飛白書・算・碁各一人」⁽⁵³⁾とある。教授陣の拡充は、宮人を教育する必要性が増し、教育内容が「士人化」したことを反映するとともに、宮人の職務の変化も示している。資料の制限のため、武周期における女官の任用がどこまで進んでいたかは判断し難いが、墓誌資料を用いた補完によつて、少なくとも変化があつたことは断定できる。

三、中宗・睿宗朝の女性の輔臣

神龍元年(七〇五)、武曩の退位とともに、皇帝の権力は李家の男子に戻つてきた。にもかかわらず、すでに指摘されてきたように、中宗朝では宮廷女性の政治参与は衰退せず、逆により公然としたものとなり、制度化の方向へ発展した。例えば、韋后が中宗とともに臨朝し政事を聴き、公主が府を開き官司を設置して権力が皇子により近づいたのである⁽⁵⁴⁾。本研究が注目する女性の輔臣の政治的地位にも、中宗朝において、大きな発展があつた。女性の名位を官僚の品階と結

合することによって、その身分が官員と同等にみなされ、官員と同じ権力と待遇を獲得したのである。なかでも、上官婉児は象徴的な存在である。

(一) 宰輔の如き皇帝の内官

中宗の即位後、すべての官職は旧に復したため⁽⁵⁵⁾、武曩が創設した女性の官職も廃止されたはずである。しかし、婉児は内官の体系で昇進した。墓誌によれば、婉児は神龍元年に昭容に冊されたという。史書には、婉児が勅の作成を専ら掌り、深く信頼された(「專掌制命、深被信任」と記されている⁽⁵⁶⁾)。この時、婉児の内官身分と職権に重要な変化があった。

武周期、司馬慎微の妻の李氏は上官婉児とともに、女帝の詔制を掌っていたが、女帝は内文書を取り仕切るための専任の女官を任命したことがなく、依然として蘇味道・韋承慶らのような大臣に命じて禁中に入らせ詔を起草させた[「訳者注・待詔」⁽⁵⁷⁾。すでに指摘されているように、禁中に入って詔を起草する待詔は、品秩のない使職であり、皇帝が自ら選び、宰相あるいは中書舍人などの高官を任じることが多く、詔を起草するほか、国政にも参与するという、皇帝が非常に信頼する臣下である⁽⁵⁸⁾。中宗期、婉児は昭容の地位にいたが、禁中に入り詔を起草するという朝廷の大臣の職務を完全に代わって行っていた。これは、婉児が内官の身分で中宗に最も信頼される輔臣となり、そのため女性の内官と朝廷の外官との間で権限や職務の境界がますます不明確になったことを反映している。

武曩の執政から中宗期にかけて、婉児の身分は皇后の内官から、女帝の内官(新たな職に就いた可能性も排除できない)を経て、皇帝の内官になり、その政治的身分は次第に外朝の官員に近づいていった。婉児は中宗の最も親密な輔臣として、その詔を起草する任務を使職の形式で授与された可能性がある。政治的地位は、昭容が二品の官職であるため、

外朝の二品の官員と同等とみなされたであろう。重要な根拠の一つは、唐隆政変で死去した婉兒が、睿宗景雲二年（七一）に名位を復され、諡を恵文と贈られたことである⁽⁵⁹⁾。唐代の規定では、職事官三品以上・散官二品以上は朝廷によつて諡号を贈られる。それゆえ諡号の主な対象は高官であり、内官や外命婦は諡号を得る資格がない⁽⁶⁰⁾。睿宗は婉兒の政治的地位を復しようとして彼女に諡号を贈つたわけであり、これは中宗期における婉兒の地位が京官の二品と同じだとみなされていたことを浮かびあがらせる⁽⁶¹⁾。

しかし、新出した墓誌によると、婉兒は景雲元年、すでに昭容を贈官されている。このことは、景雲二年に追復を得たことと矛盾しているようにみえる。墓誌に記されたこの新しい情報は、伝世文献に記された、「追復上官昭容」の意義を明らかにする助けになると考える。贈官と贈諡の違いを把握すれば、昭容という名号は婉兒の政治的な地位を表すには不十分であることが確認でき、また、「昭容」が京官二品の身分を表していることを見落とせば、昭容を追復することの意味は十分に理解できないこともわかる。以下、試論してみよう。

『資治通鑑』〔訳者注…以下『通鑑』と略す〕に「景雲二年」秋、七月、癸巳、追復上官昭容、諡曰恵文」とあり、胡三省注に「追復其昭容之職而加之以諡」とある。この記載に基づいて、筆者はかつて、婉兒は景雲二年に、昭容の名位恢復と追贈諡号によつて名誉が回復されたと考えた⁽⁶²⁾。今、墓誌によると、婉兒が死去する前の最後の名位は婕妤であり、葬られたのは景雲元年八月二十四日であつて、睿宗から「礼葬贈官」の恩恵を受けたという。したがつて、誌蓋に書かれた「昭容」はすなわち、睿宗からの贈官の結果である。換言すれば、婉兒は葬られた時すでに昭容を追贈されており、景雲二年七月には諡が贈られたのみである。したがつて、追復の内容に対する胡三省の解釈には誤りがある⁽⁶³⁾。

昭容の位がすでに恢復されていたとすれば、『通鑑』にみられる景雲二年の「追復上官昭容」という記載は如何に理解すべきであろうか。まず、『通鑑』が「追復」に言及するときの文脈と文法を明らかにすべきである。筆者が史語所漢籍

資料庫〔訳者注・中央研究院歴史語言研究所漢籍電子文獻資料庫〕を利用し、『通鑑』において「追復」という言葉を検索してみたところ、十八件の資料を得た。その文脈はみな政治身分と待遇の恢復に関わっている。そのなかの十七件は追復された具体的な内容——例えば官職、位号、尊号など——が明確に記されているが、「追復上官昭容」の一件のみが例外である。そのため、胡三省がわざわざ注を加えて解釈したのかもしれない。今、胡（注）の誤解を取り除いて、墓誌に基づいて考えてみると、婉児は死去から二ヶ月以内に、すでに「昭容」を贈官されたため、名位については、ほかに追復すべき位号がないように思われる。したがって、『通鑑』の記述が急に終わっているのは、省略ではないと考えられる。では、景雲二年に諡が贈られた行為はなぜ「追復」と理解されたのだろうか。景雲元年、葬られた時点でまだ「追復」されていなかったものは何であろうか。

婉児墓誌を詳細に読めば、撰誌者が婉児の事跡を取捨選択し、婉児が権力を掌握した痕跡を薄めたことに気づく。墓誌には、武曌が婉児を抜擢し重用したことについて一言すら見えず、婉児の具体的な政治功績、とくに反韋陣営にとつて非常に重要なこと、すなわち婉児が中宗の遺詔起草し相王を導いて政治を輔けたことすら述べられない。ただ、韋後の権力掌握に反対し、安樂公主を皇儲にさせないようにと中宗に強く勧めたことを強調している。墓誌では婉児を、先を見通せるが、婉曲的に君王に忠言を勧めることしかできず、最後は、罪がないまま命を失った犠牲者として描いている。彼女が婕妤であったにせよ、昭容であったにせよ、政治的な権力を持たない一般の内命婦と同じようにみえる⁶⁴。一方、婉児を斬殺することを強く主張した李隆基は、墓誌の中では、立ち上がって皇室の社稷を救った英雄のように描かれている。婉児の死には李隆基との関係が全くみえず、ただの思いがけないこととして記録されている。以上のことから、婉児が葬られた時、李隆基の圧力がまだ大きかったと判断できる。

婉児墓誌には睿宗が彼女の死去を悼み、礼葬・贈官が行われたことが述べられている（「聖慈軫悼、爰造制命、礼葬贈

官」が、疑問に思われるのは、誌題に彼女の官職が「婕妤」と記されている点である。唐代墓誌の用例からみれば、誌題に記されるのは最終の官爵であり、追贈がある場合、その贈官が最終の官爵とされる⁽⁶⁵⁾。もし、墓誌が鐫刻される以前に、婉児がすでに贈官されていたなら、誌題に贈官の官職が記されるべきである。誌題は「婕妤」となっていることからみれば、婉児が贈官された時期が遅かったため、誌蓋のみに「昭容」と「訳者補筆」記されたと考えられる。すでに指摘されてきたように、両晋南朝に比べると、唐代の贈官制度は簡易化されており、諸臣の合議が必要とされなくなり、死去当日に贈官された例も見られる。何品以上の官職に贈官するかは規定されず、贈官の高低は皇帝の意志によって主導されたため、贈官は皇帝の恩沢とみなされていた⁽⁶⁶⁾。したがって、婉児が死去した時、睿宗の権力はまだ安定しておらず、婉児が贈官された過程もスムーズではなかったと考えられ、それを阻んだ主な障碍は、婉児の斬殺を強く主張した李隆基であったと推測できる。注目すべきは、誌文には太平公主が婉児の死去にひどく痛みを感じたと描かれている点である。このことから、婉児の贈官や葬礼の処理は、太平公主と李隆基との間の角逐と妥協の結果によるものであると推察できる⁽⁶⁷⁾。

したがって、景雲元年に、婉児は「昭容」を贈官されたが、政変で亡くなった時の冤罪はまだ晴らされておらず、輔臣としての功績も顕彰されていない。また、婉児の中宗朝における二品官とみなされた地位も再び承認されるには至らなかったと推測される。景雲二年に至り、婉児に諡号が贈られ、ようやく、二品の官員が有すべき待遇がもたらされたのである。複雑な議論・贈諡の過程を経て、最終的に「惠文」が諡とされ、婉児の功過が定まり、彼女の官員身分や輔政の功績がますますと認められた。それゆえ、『通鑑』が「追復」という言葉で記述するのは、きわめて精確な書き方であり、婉児の政治的身分の特質や変化を把握している。墓誌の出土は『通鑑』胡〈注〉の誤りを取り除く助けになり、上官婉児の政治的身分は内官の名号と官僚品階とが結合したものであり、「追復」されたのは昭容という内官の名

号だけではないことを精確に理解するにも役に立つ。

上官婉児は内官の名位を以て、禁中で詔を起草する待詔という使職を専らとし、内官の品階を以て外朝の官品に比定され、それに相当する待遇を受けた。この現象の意義は、女性の名位が官僚制度に結びつけられ、政治参与した女性の身分が官僚制度のジェンダー的な垣根を乗り越え、官員身分とみなされて男性官人たちと対等の立場にあったということにある⁽⁶⁸⁾。中宗期における政治参与した女性の身分の官僚化は、その他の命婦と宮官の諸改制を通じても立証できる。

(二) 命婦・宮官の官僚特権の取得

景龍二年(七〇八)、韋后は「自妃主及五品以上母妻、并不因夫子封者、請自今遷葬之日、特給鼓吹、宮官亦準此」と上言し、中宗は制を下し許可した⁽⁶⁹⁾。まず、この規定の対象を明らかにしてみたい。内外命婦の体系を対比すると、「主」は公主・郡主・郡主を指し、爵品は正一品より二品に至る。「五品以上母妻」とは、夫・子が五品以上の官員あるいは娘が四品以上の内命婦であることによって、外命婦に封じられた女性である。「不因夫子封者」とは、自身に起因して命婦に封じられた女性である。この二種類の命婦の品階は五品以上である。したがって、ここの「妃」は五品以上の者のみを指し、才人以上の皇帝の妃嬪、承徽以上の太子の嬪妾、及び親王・郡王の母妻が含まれている。宮官は爵封ではないため、命婦の体系に入っていない。命婦に準じ礼遇を受けるこの特恩に該当する宮官は、正五品の六尚(尚宮、尚儀など)と宮正のみである⁽⁷⁰⁾。

したがって、この改制は五品以上の内外命婦と宮官を対象とし、葬礼で鼓吹を賜うことを通じて、彼女らの礼儀上の待遇と地位を上昇させるものである。資料の制限があり、鼓吹を賜う唐代の制度は把握できないが、当時、この改制に

反対した者が「準〈令〉、五品官婚葬、元無鼓吹、惟京官五品、得借四品鼓吹為儀」⁽⁷¹⁾と唱えたことから、婚礼葬礼で鼓吹することは、四品以上の官員が享受する待遇であり、鼓吹の規定は品階の高低によって異なることがわかる。改制の後、四品以上の命婦は、その爵品に従い同じ品階の官員と同じ礼遇を受けることができるようになり、五品命婦及び官は五品の京官に倣って、一般の五品官員が法規定の不在により享受できない礼遇を受けた。反対者が、女性のために鼓吹するのは適切でないと主張したことからも窺えるように、この改制には制度におけるジェンダーに挑戦した意義がある⁽⁷²⁾。

景龍三年（七〇九）、韋后が上表して「諸婦人不因夫・子而加邑号者、許同見任職事官、聽子孫用蔭」ことを求め、中宗はこの願いに従った⁽⁷³⁾。蔭を用いることは、品階を与え任官したり、罪刑を軽減したり、課役を免除したりするような実質の利益に関わる各方面に及ぶ、唐代の支配層の重要な特権である。この改制が夫・子の官位によって封じられた命婦の大多数を除外したのは、蔭を用いることが広い範囲に影響を及ぼしていたためであろう。しかし、より可能性が高いのは、当時、女性の政治参与が進んでいたため、自身の力で邑号を取得することができる女性が多くおり、その中心的存在は、政治に預かった輔臣たちであり、彼女らの身分や待遇が次第に職事官と同等とみなされ、一般の命婦との区別が始まったということである。

唐代の制度は、主に官職の等級を以て、蔭を用いる資格を規定している。『唐律疏議』名例では、命婦が享有できる法律上の特権が規定されている。この規定によれば、夫・子の官位によって婦人の品位を授かった場合、命婦自身はその品位を以て刑罰を軽減することができるが、命婦の親族は蔭を用いることができない。命婦が封じられた爵位が夫・子に関係ない場合、その爵位を男性の爵位に準えたうえで、命婦の親族に蔭を与える。つまり、夫・子によらずに封じられた命婦には、法律上の特権があったため、子孫は蔭を用いることができたが、子孫に蔭を与えるにあたって、命婦の

爵位を男性の爵位に比定しなければならなかった。景龍三年の改制では、夫・子によらずに封じられた命婦は、職事官に比定して蔭を用いるようになった。「訳者補筆・改制の」内容からみれば、男性の爵位に比定された時より優遇されている(74)。

景龍三年以前に、夫・子によらずに封じられた命婦の場合、その子孫に品階が与えられ賦役が免除されたかどうかは、現在把握できる資料によっては確認できない。もし、夫・子によらずに封じられた命婦の子孫が景龍三年以前に、蔭を用いることができなかつたとすれば、景龍三年の改制は、女性輔臣の権益を大幅に上昇させ、彼女たちが男性の官員と対等の待遇を受けられるようにしたに違いない。子孫に恩蔭を与えることによって、母は政治権力の源になり、政治領域における女性の独立した人格が肯定された(75)。もし、夫・子によらずに封じられた命婦の子孫が景龍三年以前に、蔭を用いることができたとすれば、それは男性の爵位に比定しながら行われたと考えられる。景龍三年には、職事官に比定するように改めることによって、蔭の等級が上昇し、範囲が拡大した(76)。

いずれにせよ、この改制は一つ重要なことを教えてくれる。それは、自身で命婦の身分を取得した女性には、一般の女爵ではなく、職事官に準じる待遇が与えられたのであり、爵位などにはよらなかったということである。換言すれば、彼女たちはまさに官僚とみなされるべきなのである。

もう一つの推論を補足する。先天二年(七一三)九月、玄宗は姨母である燕国夫人竇氏の養育の恩に感謝するために、詔を下し竇氏の俸給を上げた(「俸料禄課等、一准職事三品給」(77))。「俸料禄課」は官員の主な収入であり、制度上、外命婦は食実封のある者を除き、爵位によって経済的な優遇を受けたことがない(78)。玄宗が下したこの詔は特別な恩恵を与えたように見え、玄宗が女性の政治待遇を男性のそれと同等にすることを好まないことを考慮すれば、命婦を職事官に準じて俸給を与える措置は玄宗が作つたのではなく、姨母を寵遇したため、常例を破って前朝の規定を用いたと考え

られる。したがって筆者は、燕国夫人が受けた特恩を通じて、中宗朝において、夫・子によらずに封じられた命婦に、すでに職事官に準じた俸給が与えられていた可能性がきわめて大きいと考え、これも政治に参与した女性が官僚とみなされたことを反映していると推測する。

中宗朝に政治参与した女性にも高い品位の宮官が存在する。彼女たちは、景龍三年の改制に該当しないようにみえるが、そうではない。晩唐の官員の追述によれば、中宗朝において、尚食高氏が舊国夫人に封じられたことがあるという⁽⁷⁹⁾。このことから、厚く信任された宮官も命婦に封じられることができ、夫・子によらずに邑号が加えられた者（「不因夫・子而加邑号者」）の範疇に入ったとわかる。中宗朝においては、夫・子によらずに邑号が加えられた命婦は政治参与した女性のなかの重要な一類型であり、これらの自身の力で爵位を受けた命婦たちは、使職に任じられることによって権力を取得し、その地位や待遇は爵品を以て男官の官品に準じられたと推測できる。

最後に、命婦の墓誌としては特異な存在であった下記の史料を通じて、中宗・睿宗期に政治参与した女性が政局の変化にもなつて度々命婦に封じられ、その身分が次第に官僚的身分に変わつていた過程をみてみよう。「大唐故衛国夫人墓誌銘并序」は次のように記述する。

夫人道合於帝、德冠於朝。去神龍元年二月廿八日、封為新昌郡夫人。出入彤門、中外清慎。□景龍二年四月廿日、改封薛國夫人。恩榮稠疊、寵祿專之。唐隆元□月廿八日、復封徐國夫人。忠誠奉主、松竹其心。景雲二年十月廿三日、轉封衛國夫人、同京官三品。位亞列侯、名超宮掖⁽⁸⁰⁾。

夫人は姓が王で、自身の功績で命婦の身分を取得し政治参与した女性である。初めて封じられたのは神龍元年（七〇五）二月の月末であり、中宗が政変によって即位してから一ヶ月余りの時であった。先行研究では多くの墓誌を用いて、宮人が神龍政変で重要な役割を果たしたと推論されてきた⁽⁸¹⁾。これに従えば、王氏は宮人のリーダーの一人であり、政

権の転換に功績があったため、郡夫人に封じられた可能性がきわめて大きい。しかも、徳の高さが朝廷に広く知られ、宮中の門を出入し内外において行動は清慎であった（「道合日帝、徳冠於朝」「出入形門、中外清慎」という描写からみれば、王氏の職務は宮中に限られず、外朝でも積極的に活動したことが明らかである。

景龍二年（七〇八）四月、王氏は郡夫人から国夫人に昇格した。この年二月、韋後の衣装箱から五色の雲が出てきた（「宮中希旨妄称〔韋〕后衣箱中有五色雲出」）ため、中宗は天下に大赦し、内外の五品以上の者の母・妻に各々邑号を一等加え、妻がいない者は娘に授けた（「内外五品已上母妻各加邑号一等、無妻者聽授女」⁸²）。王氏の邑号の昇格もこれに関連すると推測される。まず、祥瑞を宮中から外に伝えるには、宮廷の女性が共謀し協力する必要がある。また、官員の母・妻はみな邑号が加えられ、妻がいない者は代わりに娘が授かることさえできたことからみれば、夫・子によらずに封じられた命婦も、韋後の恩沢を受けたはずである。これについて、史書には記録されていない。王氏は今回の加封の後、寵遇を得て高禄を専らにした（「寵禄専之」）ため、さらに一歩進めば、職事官に準じた俸給を受ける待遇を獲得することが可能であった。

唐隆元年（七一〇）某月二十八日、王氏は三回目の進封で徐国夫人に封じられた。誌文には「年」という文字が欠け、何月なのかも判別できないが、この年の六月四日に「唐隆」と改元し、七月二十日は「景雲」と改元したため、王氏が封じられたのは六月二十八日と確認できる。この日は、反韋政変の日とは僅かに九日間、睿宗の即位とは僅かに五日間の隔たりである。誌文で王氏が忠誠心の厚い人物（「忠誠奉主、松竹其心」）と描かれている点からみれば、王氏は再び政変で重要な役割を果たしたに違いない。そのため功に報いられたと考えられる。王氏は景雲二年（七一〇）十月に、改めて衛国夫人に封じられた。ここで特殊なのは、その身分が三品の京官と同じ（「同京官三品」）とされた点である。この改封で、王氏の地位や待遇が三品の京官に準じられたことが確認できる。換言すれば、王氏の政治的な名号は国夫

人だが、その身分は三品の京官と同等とみなされたのである⁽⁸³⁾。

注目すべきは、王氏が「同京官三品」の身分を得た時期が、婉児の追復「訳者注…景雲二年七月」の直後である点である。つまり、朝廷で婉児の二品の官員身分が恢復されて間もなく、政治に参与した女性たちは、命婦の名号を官員の品階に連動され、官員とみなされる身分を得たのである。この現象はただの偶然とは思えない。上官婉児に官員の身分を追復したことは、婉児個人の政治的地位を恢復しただけではなく、睿宗が、宮廷女性の任官制度が恢復されたことを公に宣言し、太平公主の意欲的な政治参与に正面から応じたことを表わしているのである⁽⁸⁴⁾。従来、史伝には歪曲や隠蔽があるため、上官婉児の追復が有する政治上のジェンダーにおける深い意義が理解されなかった。中宗期においてでに、命婦の名号を官品と結合する形で女性の官員身分が認められたが、唐隆政変の後、一旦は中止された。睿宗期になると、太平公主の政治参与をきっかけに、婉児への追復を標示として、政治に参与する女性の地位の官僚との同等視が恢復された。

中宗神龍元年から睿宗景雲二年にかけて、王氏の政治的身分は宮人から命婦に上昇し、幾度も増封され、最後に三品の京官と同等とみなされた。この六年の短い間に、政治参与する女性の身分が急速に官僚化の段階に向かったことを、王氏の経歴を通じて読み取ることができる。しかし先天二年（七一三）、太平公主の勢力は玄宗に滅ぼされ⁽⁸⁵⁾、その後、玄宗が宮廷を圧制し、女性の権力掌握を防げたため、女性が外朝官員と同等視される身分で政治に参与することは見られなくなった⁽⁸⁶⁾。

四、結論

唐代前期における、政治に参与した女性の名位と官僚制度との連動は、史伝の記載には省略や歪曲があるため、研究者にとっては霧中に花を見る如く、史実を掴み難い。新たに出土した上官婉児の墓誌には、新しい情報はそれほど多くはないが、婉児が年十三で才人となったこと、および景雲元年に贈官されたことなどの記載は、関連する断片的な史料を繋げる手がかりを提供した。

こうした微かな手がかりから、高宗朝後期から武周・中宗朝を経て睿宗期に至るまで、女性の政治参与の必要に応じて内官・命婦制度が官僚制度と連動していった傾向がみえてきた。高宗後期、武曌の主導のもと、内官の性質は皇后の官僚へと変化した。婉児が才人の名位にあつて武曌を補佐したことは、この時期の改制の例証である。複数の墓誌銘から、武曌は内官の制度を運用したほか、才婦を宮廷へ召し、女官の新たな職を創設したことがわかる。これらの女性は長期間にわたつて政務に協力し、国政にも関与したが、残念ながら史料に逸失があり、彼女たちの権力・待遇などに関わる制度は明確になっていない。

ただし、中宗の即位後、政治に参与する女性の身分が急速に「官僚化」したことは明瞭である。上官婉児は内官の名位を以て、朝廷の重臣が担った禁中の待詔の使職に取って代わり、その爵品は官品と同等視された。夫・子によらずに封じられた命婦は、職事官に準じて蔭を用いる特権や礼遇を獲得し、職事官に準じた俸禄を受けた可能性もあつた。中宗期において、命婦の名号を官品と結合する形で女性が官であることが認められたが、唐隆政変の後、一旦は中止された。睿宗期になると、太平公主の政治参与をきっかけに、婉児への追復を標示として、政治に参与する女性の、官僚と同等視される地位が恢復された。睿宗期に婉児に諡が贈られ、官員の身分が追復されたことや、宮人の王氏が度々命婦

に封じられ、最終的に「三品の京官と同等」の身分を取得したことは、その明証である。

史書が史実の歪曲や隠蔽を行ったため、唐代前期における女性の政治参与と政治制度との連動は見逃されてきた。伝世文献や出土資料に対する再考・批判を通じて、以下のようなことがわかった。すなわち、伝統的な儒教思想では女性の朝廷での任官が認められず、明確な権力や品階をもつ内廷の宮官であっても、職事官とみなされなかった。中宗・睿宗朝において、官僚制度におけるジェンダーの垣根を乗り越え、宮廷や朝廷で活躍し政治に参加した一部の女性が認められ、職事官と同等とみなされる身分が与えられた。このような女性の数は多くはないが、深い文化的な意義があると考えられる。唐代前期における女性の政治参与においては、摂政を超越して真に天下を統治する女帝と、府を開き官僚を置くなど親王の如き権力を持つ公主、および、外朝官員と同等の身分や待遇を得た女性の官員が出現した。これらは、いずれも政治史とジェンダー史上の画期的な現象である。

〔訳者補注〕鄭雅如氏は、本論文刊行時は中央研究院歴史語言研究所助研究員だったが、現在は副研究員である。

(1) 李明・耿慶剛「陝西發掘唐昭容上官氏墓」《中国文物報》、二〇一三年九月一日。

(2) 墓誌の釈文は、李明・耿慶剛『唐昭容上官氏墓誌』箋釈（『考古與文物』、二〇一三：六〔西安、二〇一三年〕、八六—八七頁）を参照。

(3) 鄭雅如「重探上官婉兒的死亡、平反與當代評價」（初出は『早期中国史研究』、四：一〔台北、二〇一二年〕、一一—一四五頁。修訂後、游鑑明編『中国婦女史論集』一一集〔新北市：稻鄉出版社、二〇一四年〕、七—四〇頁）に収録された。本稿ではすべて修訂版を

引用する。

(4) 鄭雅如「重探上官婉兒の死亡、平反與當代評価」、一一一—一四頁。

(5) 趙雨棠「唐前期宮官與宦官的權力消長」(趙雨棠『從宮廷到戰場——中古中國與近世諸考察』香港：中華書局、二〇〇七年に収録、一〇—一二頁)。

(6) 『唐六典』では、内命婦と内官の序列の両方に「才人」がみえるが、この二箇所において、才人の人数と品階との記載が異なっている。制注によれば、玄宗の時、内官を改めたことがあって、『唐六典』内官条は新制を反映しているとみるべきである。『唐会要』内職条の記載によれば、旧制においては、内官の官名・品階と、内命婦のうち貴妃から采女に至るまでの名称・品級とが同一である。したがって、筆者は初唐において、皇帝の嬪の名号は元々爵と官の性質を兼ね備えていたと考える。内命婦の範囲は広く、太子の妾も含み、しかも内命婦は外命婦と対関係にあるので、後宮の組織から考えれば、才人「訳者注：婉兒墓誌にみられる「才人」のこと」を「内官」とみるのが妥当である。これを踏まえて後文において、皇帝の妃嬪を論じるときは、史料や論述の文脈によって内官あるいは内命婦に分類する。李林甫等撰『唐六典』(北京：中華書局、一九九二年)巻二、司封郎中条、三八頁。李林甫等撰『唐六典』巻二、内官条、三四七—三四八頁。王溥『唐会要』(上海：上海古籍出版社、二〇〇六年)巻三、内職条、三六頁。

(7) 劉昫等撰『旧唐書』(北京：中華書局、一九七五年)巻五、高宗本紀下、一〇〇頁。

(8) 歐陽修・宋祁『新唐書』(北京：中華書局、一九七五年)巻七六、后妃上・中宗韋皇后附上官昭容伝、三四八八頁。

(9) 仇鹿鳴「碑伝與史書——上官婉兒の生平與形象」(『學術月刊』四六：五(上海、二〇一四年)、一六一—一六二頁)を参照。筆者は婉兒墓誌が出土する前、中宗朝における婉兒の昭容という身分が皇帝の伴侶を意味するものではないとすでに指摘した(鄭雅如「重探上官婉兒の死亡、平反與當代評価」、一一一—一二頁)。

(10) 『唐六典』、『旧唐書』職官志、『新唐書』百官志などにおいて、宮廷の女性の官職を記載するにあたって、みな内官・宮官に分類して述べているが、記載された制度は玄宗期に改められた後のものである。唐代の女性官職の多くが隋代に倣っていることを考えると、隋文帝開皇二年(五八二)にすでに「内官式」が定められ、妃嬪と六宮との区分が設けられているため、初唐の典制にはすでに内官と宮官の区別があったはずである。李林甫等撰『唐六典』巻二、三四七—三五五頁。『旧唐書』巻四四、職官志三、一八六—一八

六九頁。『新唐書』卷四七、百官志二、一一二五—一一三二頁。魏徵等撰『隋書』(北京：中華書局、一九七三年)卷三六、后妃伝、一〇六頁。陳弱水「初唐政治中的女性意識」(陳弱水『唐代的婦女文化與家庭生活』(台北：允晨文化、二〇〇七年)に収録、二〇六頁)を参照。

(11) 『旧唐書』卷四、高宗本紀上、八三頁。『旧唐書』卷四二、職官志一、一七八六—一七八八頁。王溥『唐会要』卷三、内職条、三七頁。陳弱水「初唐政治中的女性意識」、二〇五頁を参照。

(12) 資料は王溥『唐会要』卷三、内職条、三六—三七頁にある。表は陳弱水「初唐政治中的女性意識」(二〇五頁)を参考にした。原表は婕妤に相応する新官職がないことを無視している。「承闈」以下は旧制の「美人」以下に対応する。この点、筆者が修正した。

(13) 陳弱水「初唐政治中的女性意識」、二〇五—二〇七頁。

(14) 鄭玄注、孔穎達正義、呂友仁整理『礼記正義』(上海：上海古籍出版社、二〇〇八年)卷六八、昏義第四十四、二二八二頁。

(15) 李林甫等『唐六典』卷一一、三四七頁。

(16) 『隋書』卷三六、后妃列伝、一一〇六一—一〇七頁。

(17) 氣賀澤保規氏は、唐代の皇后の後宮体制における統領の地位は未確立であり、皇后を立てなくても後宮を運用できた、と考える。

氣賀澤保規「試論隋唐時代皇后的地位——武則天上台歴史背景的考察」(鄧小南ら編『唐宋女性與社会』上海：上海辞書出版社、二〇〇三年に収録、八六七—八八三頁)。

(18) 陳弱水「初唐政治中的女性意識」、二〇五頁。

(19) 鄭玄注、孔穎達正義、呂友仁整理『礼記正義』卷六八、昏義第四十四、二二八三頁。

(20) 例えば唐代では、命婦が皇后に朝謁することは武璽に始まったのであり、それは『周礼』にある、命夫は人主に朝見し、命婦は女君に朝見するという礼に基づくのである。王溥『唐会要』卷二六、命婦朝皇后条、五七三頁。また武璽はかつて、何度も先蚕礼を行い、禪礼において巫献を担い、父が存命であっても母に対する服喪期間を三年に延ばし、正統な女教を宣揚する『内訓』などの文章を編纂した。これについては陳弱水「初唐政治中的女性意識」(二〇二—二〇四、二〇八—二〇四頁)を参照。武璽がいかに先蚕礼を運用したかについては、新城理恵「先蚕儀礼と唐代の皇后」『史論』四六(東京、一九九三年)、三七—五〇頁を参照。

(21) ここで「内治」を「内理」と書くのは、高宗李治の諱を忌避しているためであろう。李林甫等『唐六典』巻二、司封郎中条割注、三八頁。

(22) 黄永年「説李武政權」(黄永年著『唐代史事考釈』(台北・聯經出版事業公司、一九九八年)、一一二—一七頁に所収)、鄭雅如「重探上官婉兒的死亡、平反與當代評価」(二二—三二頁)を参照。

(23) 玄宗が内官の制度を修正したについては、李林甫等撰『唐六典』巻一二、内官条割注、三四七頁を参照。后妃の権力掌握防止については、黄永年『六至九世紀中国政治史』(上海・上海書店出版社、二〇〇六年)、第七章「玄宗朝の中枢政局」、二二五—二三一頁を参照。

(24) 陳弱水「初唐政治中的女性意識」、二〇六—二〇七頁。

(25) 顔真卿「杭州錢塘県丞殷府君夫人顔君神道碣銘」(董誥等編『全唐文』(北京・中華書局、一九八三年)巻三四四、三四九三—二頁に収録)。

(26) 趙君平・趙文成編『秦晋豫新出墓誌蒐佚』(北京・国家図書館出版社、二〇一二年)、唐司馬慎微墓誌、四七八頁。

(27) 張説「贈大尉裴公神道碑」(熊飛校注『張説集校注』(北京・中華書局、二〇一三年)巻一四、七二四頁に収録)。

(28) 張説撰・熊飛校注『張説集校注』巻二六、一一六—一二六三頁。

(29) 史書によれば、顯慶五年(六六〇)十月以後、高宗が風眩に苦しんでいたため、則天は高宗のかわりに百司からの上表文を批答しはじめた。この時から、国政の決定に参加したのである。神龍元年(七〇五)に至り、皇位を中宗に継がせるまでの約四十五年間、政權を掌握した。王溥『唐会要』巻三、皇后、天后武氏条、二六頁。

(30) 顔真卿「唐故通議大夫行薛王友柱国贈秘書少監國子祭酒太子少保顔君廟碑銘」(『文忠集』(據清乾隆勅刻武英殿聚珍本影印、台北・芸文印書館、一九六九年)巻一六、四一頁に収録)。

(31) 『旧唐書』巻六、則天皇后本紀、一一六頁。司馬光等撰『資治通鑑』(北京・中華書局、一九六三年)巻二〇三、唐紀十九、則天后光宅元年条、六四一—六四一九頁。

(32) 資料は趙君平・趙文成編『秦晋豫新出墓誌蒐佚』、「唐司馬慎微墓誌」、四七八頁を参照。仇鹿鳴「碑伝與史伝——上官婉兒の生平

與形象」、一六二—一六三頁を参照。

(33) 顔真卿「唐故通議大夫行薛王友柱国贈秘書少監國子祭酒太子少保顏君廟碑銘」(『文忠集』卷二六、四一頁に収録)。寶泉「述書賦下」(董誥等編『全唐文』卷四四七、四五七—一頁に収録)。殷不害については、『南史』卷七四、孝義下・殷不害伝、一八四八—一八四九頁を参照。

(34) 林宝撰、岑仲勉校記『元和姓纂——附四校記』(北京：中華書局、一九九四年)卷八、「庫狄」第一七五条、一三三二頁。

(35) 張說「贈大尉裴公神道碑」(熊飛校注『張說集校注』卷一四、七一—七二五頁に収録)。

(36) 熊飛「鄧国夫人墓銘」解題、『張說集校注』卷二六、一二六四頁。また宋之間には「鄧国太夫人挽歌」一首があり、陶敏はそれと張說の『鄧国夫人墓銘』を合わせて見て、この鄧国太夫人は玄宗の姨母であると指摘した。陶敏『全唐詩人名彙考』(瀋陽：遼海出版社、二〇〇六年)、七二頁を参照。

(37) 資料は王欽若等編、周勛初等校訂『冊府元龜』(校訂本)〔南京：鳳凰出版社、二〇〇六年〕卷三八、帝王部・尊乳保、四〇六頁を参照。竇氏子張去奢墓誌に、「公之先妣燕国夫人竇氏、即開元天宝聖文神武皇帝之從母也。……開元初……(去奢)以燕国喪去職」とある。「大唐故少府監范陽貝伯張公墓誌銘并序」(周紹良主編『唐代墓誌彙編』〔上海：上海古籍出版社、一九九二年〕天寶一一〇、一六〇八頁に収録)。

(38) 資料は「鄧国夫人墓銘」『張說集校注』卷二六、一二六二—一二六三頁を参照。「姊月」という典故は『春秋感精符』「人主兄日姊月」にみえる。李昉『太平御覽』(台北：台灣商務印書館、一九七五年)卷四、天部・月、一五〇—一頁を参照。

(39) 墓誌銘に「大君命我、変礼断恩。衛妻空誓、息媯無言」とある。銘文は時間を追って述べており、また後文の叙述によれば、鄧国夫人は唐隆政変「訳者注…誅韋后一派の変」の時に亡くなったと考えられ、それゆえ、「媯后」の後ろに出てくる「大君」は中宗のことであると思われる。「衛妻」は衛世子共伯の妻であり、夫が亡くなったあと、再婚しないと誓った。「息媯」は息国の侯夫人であり、楚に滅ぼされ、再婚して楚文王の夫人となった。以上のことから、この文章は鄧国夫人の再婚を意味していることがわかる。『張說集校注』卷二六、一二六三頁を参照。「衛妻」「息媯」の解釈については、熊飛注釈、一二六七頁を参照。

(40) 趙君平・趙文成編『秦晋豫新出墓誌蒐佚』「唐司馬慎微墓誌」、四七八頁。

- (41) この点は審査員のご教示を賜っており、心から感謝の意を申し上げたい。
- (42) 『後漢書』卷八四、列女伝・曹世叔妻伝、二七八四―二七八五頁。
- (43) 孫詒讓『周礼正義』（北京：中華書局、二〇一三年）卷一四、天官、女史条、五六四―五六五頁。
- (44) 唐代の官官制度の多くは隋制を襲う。女史という職は隋代においては流外に属し、事情に応じて設置された。『唐六典』は女史の品級を記していないので、唐代の女史も流外に属すると推測される。李林甫等撰『唐六典』卷一一、官官条、三四八―三四九頁。『旧唐書』卷四四、職官志三、一八六七―一八六九頁。
- (45) 王仲荦『北周六典』（北京：中華書局、一九七九年）卷二、天官府第七、五三一―五七頁を参照。
- (46) 引用文は張説「贈大尉裴公神道碑」（熊飛校注『張説集校注』卷一四、七二四頁に収録）を参照。「十乱」の意味については熊飛注釈、七四〇頁を参照。
- (47) 引用文は張説「鄧国夫人墓銘」（熊飛校注『張説集校注』卷二六、一二六三頁に収録）を参照。解釈は熊飛注釈、一二六七頁を参照。
- (48) 趙君平・趙文成編『秦晋豫新出墓誌蒐佚』（唐司馬慎微墓誌）、四七八頁。
- (49) 『旧唐書』卷五一、后妃上・中宗上官昭容伝、一二七五頁。『新唐書』卷七六、后妃上・中宗韋皇后附上官昭容伝、三四八八頁。
- (50) 趙君平・趙文成編『秦晋豫新出墓誌蒐佚』（唐司馬慎微墓誌）、四七八頁。
- (51) 張説「贈大尉裴公神道碑」（熊飛校注『張説集校注』卷一四、七二四頁に収録）。
- (52) 仇鹿鳴「碑伝與史伝——上官婉兒の生平與形象」、一六二頁を参照。
- (53) 『新唐書』卷四七、百官志、一一二二頁。
- (54) 陳弱水「初唐政治中的女性意識」二三四―三三五頁を参照。公主が府を開くことに表れたジェンダー上の政治的な意義については、鄭雅如「重探上官婉兒的死亡、平反與當代評価」、一五二―一六頁を参照。
- (55) 神龍元年二月甲寅、復国号曰唐。郊廟、社稷、陵寢、百官、旗幟、服色、文字皆如永淳以前故事（司馬光等撰『資治通鑑』卷二〇八、唐紀二十四、中宗神龍元年条、六五八―六五九頁）。

(56) 『旧唐書』卷五一、后妃上・中宗上官昭容伝、二二七五頁。

(57) 王溥『唐会要』卷五七、翰林院条、一一四五頁。

(58) 頼瑞和「唐代待詔考釈」、『中国文化研究所学報』二〇〇三・一二（香港、二〇〇三年）、六九―七五頁。頼瑞和「再論唐代的使職和職事官——李建墓碑墓誌的啟示」、『中華文史論叢』二〇一四（上海、二〇一一年）、一七五―一七六頁。

(59) 司馬光等撰『資治通鑑』卷二一〇、唐紀二十六、睿宗景雲二年条、六六六頁。

(60) 唐代における諡を贈る制度は、王溥『唐会要』卷七九、諡法上、一七二〇頁参照。実例をみると、唐代において諡号を得ることができる女性は皇后のみであって、諡を得たわずかに数人の公主は特例に属する。また、武曌の母の楊氏が「貞烈」という諡を贈られたのは、武曌の権力によるもので、上官婉兒の状況とは異なっている。王溥『唐会要』卷八〇、諡法下、複字諡条、一七四七頁参照。

(61) 鄭雅如「重探上官婉兒の死亡、平反與當代評價」、一四頁を参照。

(62) 鄭雅如「重探上官婉兒の死亡、平反與當代評價」、二八―三二頁。

(63) 墓誌が出土した後、墓誌と史伝をあわせて『通鑑』のこの条を再検討した研究がある。仇鹿鳴は、贈官と贈諡の時期が同時であり、史書に記された景雲二年は「元年」の誤りであると指摘した（仇鹿鳴「上官婉兒之死亡及平反」、『上海書評』、二〇一三年九月二日）。

陸揚は、景雲二年七月に癸巳の日があるが、景雲元年の七月にはないため、史書にみられる景雲二年に諡号を加えた記載の信憑性が高く、贈官と諡号を加えた時期は同時ではないと指摘した（陸揚「上官婉兒和她的製作者」、『上海書評』、二〇一四年三月三〇日）。筆者は陸揚の見解に賛同する。『通鑑』本文に記された景雲二年の贈諡は、墓誌に記された景雲元年の贈官に矛盾しない。後人の誤解を招いたのは、胡三省が「追復」を「昭容之職」の恢復に結びつけたためである。

(64) 墓誌に描かれた婉兒の受動的なイメージについては、陸揚「上官婉兒和她的製作者」、『上海書評』、二〇一四年三月三〇日）を参照。

(65) 葉国良「東漢官宦冢墓碑額題職例及其相關問題」（葉国良『石学蠡探』台北：大安出版社、一九八九年、四一〇頁に収録）を参照。

(66) 吳麗娛『終極之典——中古喪葬制度研究』（北京：中華書局、二〇一二年、八〇四―八二二頁）を参照。

(67) 仇鹿鳴も婉兒が贈官された時期が遅かったと考え、また、上官婉兒の「礼葬」に対する態度において朝廷と太平公主との間に大き

な差があると指摘した。仇鹿鳴「碑伝與史伝——上官婉兒の生平與形象」、一六五—一六六頁を参照。

(68) 伝統的な中国社会では、男性のみが任官できる。極端な例を挙げると、唐代において、内侍省の管轄下にある宦官の官職は職事官とみなされ、京官と同じ待遇を受けた。これに対して、具体的な職務を担当する宦官は職事官とみなされず、類別が不明である。このことからわかるように、去勢した男性でも、女性より官員とみなされやすい。唐代における宦官の官職が職事官とみなされることについては、杜文玉「唐代宦官俸禄與食邑」『唐都学刊』第一四卷、一九九八：二（西安、一九九八年）、二六—三二頁を参照。

(69) 『旧唐書』卷二八、音楽志一、一〇五〇—一〇五一頁。『旧唐書』卷八五、唐臨伝附唐紹伝、二八一—三頁。

(70) 内外命婦の称号と品階については、李林甫等撰『唐六典』卷二、司封郎中条、三八—三九頁参照。六尚と宮正の品階については、李林甫等撰『唐六典』卷二、宮官条、三四八—三五五頁参照。輿服の規範からみれば、外命婦の品階はみな五品以上である。『旧唐書』卷四五、輿服志、一九五六—一九五七頁参照。この規定の対象についての解釈は、陳弱水「初唐政治中的女性意識」、一二六—一二七頁を参照。陳弱水氏の解釈に漏れた部分があり、筆者が補った。

(71) 『旧唐書』卷八五、唐臨附唐紹伝、二八一—三頁。

(72) 『旧唐書』卷八五、唐臨附唐紹伝、二八一—二八四頁。

(73) 『旧唐書』卷七、中宗本紀、一四七頁。

(74) 劉俊文『唐律疏議箋解』卷二、名例、婦人有官品邑号条、一五二頁。刑罰を減輕するとき、封爵を以て蔭を用いることと、職事官を以て蔭を用いることとの違いについては、劉俊文氏が製作した「議請減贖一覽表」（同書、一五〇—一五一頁）を参照。

(75) 陳弱水「初唐政治中的女性意識」、二二八—二二九頁。

(76) 蔭を用いて品階が与えられた資料は以下にある。李林甫等撰『唐六典』卷二、吏部郎中条、三一—三二頁。『旧唐書』卷四二、職官志一、一八〇—一八五頁。『新唐書』卷四五、選舉志下、一一七—一一七三頁。蔭を用いて賦役が免除された資料は以下にある。劉俊文『唐律疏議箋解』卷一二、戸婚、相冒合戸条、九五—九六頁。『新唐書』卷五一、食貨志、一三四—三三頁。

(77) 王欽若等編、周勣初等校訂『冊府元龜（校訂本）』卷三八、帝王部・尊乳保、四〇—四一頁。

(78) 食実封のある外命婦は公主が多く、郡主・県主がたまに見られるが、その制度については不詳。李晶瑩「唐代公主與食封制度」、『首

都師範大学学報（社科版）』二〇〇六年増刊（北京、二〇〇六年）、二五二―二八頁）を参照。

(79) 王溥『唐会要』卷三、雜録、三九頁。

(80) 墓誌の拓本は、陳長安主編『隋唐五代墓誌匯編』洛陽卷、第九冊（天津・天津古籍出版社、一九九一年）、五五頁を参照。積文は、吳鋼主編『全唐文補遺』第六輯（西安・三秦出版社、一九九九年）、三九四頁と、周紹良・趙超主編『唐代墓誌彙編統集』（上海・上海古籍出版社、二〇〇一年）、開元〇三七、四七八―四七九頁を参照。二つの積文には多少差異があり、筆者が拓本を見て再録した。

(81) 耿慧玲「從神龍宮女墓誌看其在政變中之作用」『唐研究』三（北京、一九九七年）、二二二―二五八頁。

(82) 『旧唐書』卷七、中宗本紀、一四五―一四六頁。『旧唐書』卷五一、后妃上・中宗韋庶人伝、二二七―二二七三頁。

(83) 王氏が度々命婦に封じられた過程については、鄭雅如「重探上官婉兒の死亡、平反與當代評價」、一四一―一六頁を参照。

(84) 上官婉兒の追復は太平公主が強力に主導した結果だと考えられる。鄭雅如「重探上官婉兒の死亡、平反與當代評價」、二八―三六頁を参照。このことは、李隆基の声望に打撃を与えたほか、女性が政治参与する資格があるという意識を広げ、太平公主の政治参与を合理化した。

(85) 『旧唐書』卷一八三、外戚列伝・武攸暨妻太平公主伝、四七四〇頁。『新唐書』卷八三、諸帝公主・高宗三女・太平公主伝、三六五―三六六頁。

(86) 本文で論じたように、玄宗の姨母の竇氏が三品の職事官に比定された俸禄を与えられたのは、前代の政治参与した女性の待遇を借用したためである。また、衛国夫人の王氏は開元八年（七二〇）に死去した際に享年八十七歳であり、墓誌に記された喪葬の待遇は、「贈官供、并給太常鼓吹一部送出」となっている。王氏は宮中にあつて経歴が長く、功勞が大きかったため、玄宗は鼓吹の礼を賜つたと思われる。要するに、これらの事例は政治参与した女性の待遇の残影であり、現実的な政治に影響を与えるものではなかった。「大唐故衛国夫人墓誌銘并序」（吳鋼主編『全唐文補遺』第六輯、三九四頁に収録）、周紹良・趙超主編『唐代墓誌彙編統集』開元〇三七、四七八―四七九頁を参照。

解題

鄭雅如「唐代前期の女性の政治参与と身分の官僚化——上官婉兒墓誌を中心に——」について

伊 集 院 葉 子

本論文著者の鄭雅如氏は、台湾中央研究院歴史語言研究所副研究員である。二〇一〇年に台湾大学で歴史学の博士号を取得し、魏晉南北朝から唐代にかけての政治と文化・社会を、ジェンダー視点を加えて分析している気鋭の研究者である。

鄭氏は、すでに二〇一二年に、唐代前期の女性である上官婉兒（六六四〜七一〇）をテーマとした「重探上官婉兒的死亡、平反與當代評價」〔『早期中國史研究』四一、二〇一二年〕を発表し、その分析を手がけていた。上掲論文刊行の翌年、中国陝西省咸陽市で九八二文字の碑文が刻まれた上官婉兒墓誌が出土した。それによって何よりも歴史学界が驚かされたのは、『唐書』『旧唐書』に記された人物像との相違であり、死をめぐる事情であった。碑文の内容は、鄭雅如氏の論文に詳述されており参照していただきたいが、鄭氏は、墓誌出土により明らかになった新たな事実を踏まえ、本論文で上官婉兒と唐代前期の宮廷女性の地位の分析をさらに深め、官僚化していった過程を描き出したのである。

鄭氏は、高宗朝から武則天（論文中では武曩）の支配をへて、中宗・睿宗朝にいたる宮廷女性の政治的地位の変化について、史書だけではなく、近年、膨大な出土数にのぼる墓誌も援用しながら、官制・職掌と名号など多方面にわたる分析を行った。史書と墓誌という性格の異なる史資料を活用し、ジェンダー視点で上官婉兒と同時代の女性政治家たちの地位の変化を論じた中国語論文は、管見の限りでは、これが初めてである。鄭氏は、武則天が皇后であった時期と女

帝となった時期の女官制度を分析しており、女性が皇帝であったときの「後宮」および女官制度を考察するうえでも貴重な成果である。

本論文は、上官婉兒墓誌出土の翌年、中國史學會の『中國史學』第二四卷（朋友書店、二〇一四年一〇月）に掲載された。二〇一七年一月、伊集院は、専修大学古代東ユーラシア研究センターの調査の一環として台北の中央研究院歴史語言研究所を訪問し、鄭氏および旧知の李貞徳研究員と会談した。ここで、北魏から唐代にかけての女性の政治的地位に関して意見交換し、研究成果を交流したことが、今回の日本語訳出と掲載の出発点となった。日本語訳の掲載を許可し協力して下さった鄭雅如氏と、『中國史學』編集長・佐竹靖彦氏に深く感謝したい。朋友書店の石坪満氏のご厚誼にも感謝申し上げます。

本訳出は、JSPS科研費18K00936の助成を受けたものである。